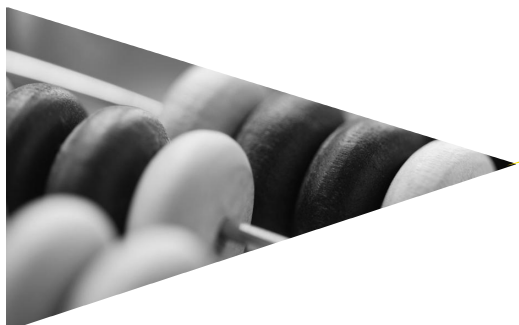


2011年9月 13日

JBS Newsletter



中国税務及び投資速報(抄訳)

2011年8月

Contents

税務法規

1. 中英租税条約
2. 国税発[1993]45号廃止後の個人所得税の徴収管理に関する通達
3. 『技術開発のために輸入される生産用素材・設備に係る輸入関税、増値税及び消費税の免税に関する暫行規定』及び『科学研究・教育用のために輸入される生産用素材・設備に係る輸入関税、増値税及び消費税の免税に関する規定』の改正に関する決定
4. その他の通達

商務法規

1. 国内投資プロジェクト輸入設備免税確認書の発行に係る諸事項の調整に関する通達

税関法規

アーnst・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2011年8月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2011年8月 3日 第2011020号
- ▶ 2011年8月 15日 第2011021号

Japan Business Servicesグループで、2011年8月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 中英租税条約

概要

2011年6月27日、中国と英国は新たな租税条約を締結した。新租税条約はOECDモデルを採用しており、両国による批准手続の完了後に発効する。現行の租税条約からの主要な変化点は以下の通りである。今は英語版しか公表されていない。

	条項	新租税条約	現租税条約
恒久的施設	役務提供にかかる恒久的施設(注1)	連続する12ヶ月のうち183日を超えて継続。	規定なし。
	建設工事にかかる恒久的施設(注2)	12ヶ月を超える期間	6ヶ月以上。
	技術サービスフィー	規定なし。	中国で発生する技術サービスフィーは、恒久的施設を構成していない場合でも、中国源泉所得として中国は課税することができる。
	一般管理費用	恒久的施設の業務に関連する費用は損金算入可。	恒久的施設の業務に関連する費用は損金算入可。ただし恒久的施設が本店に支払う費用は不可。
	恒久的施設の利益の算定	利益の算定方法は一度決定されたら十分な理由がなければ変更できない。	規定なし。
受動所得に係る源泉所得税率	配当	10%、5%(注3)	10%
	利子	10%	10%
	ロイヤルティ	10%、6%(注4)	10%、7%

	条項	新租税条約	現租税条約
譲渡収益	資産が主に不動産により構成される中国企業の持分の譲渡による収益	中国に所在する不動産が譲渡される持分の価値の50%を超える場合は中国は課税権を有する。	中国が国内法に基づいて課税。
	資産が主に動産により構成される中国企業の持分の譲渡による収益	英国の投資者が持分譲渡以前の12ヶ月間に一時的にでも中国企業の25%以上の持分を直接または間接的に保有していた場合、中国は課税権を有する。	
独立代理人		「独立企業間取引原則に準拠せず、委託者と取引を行う代理人は独立代理人に該当しない」を追加。	活動の全部またはほぼ全部が委託者のために行われる場合、独立代理人に該当しない。
その他の所得		第21条「その他の所得」を新設。その他の所得に対する課税権は居住者国にある。	規定なし。
その他		租税条約は租税回避行為防止に関する国内法の執行を制限しない。	規定なし。

注1: 役務提供にかかる恒久的施設は、一方の国の企業が直接に、または従業員その他の人員を通じて、他方の国において同一のプロジェクトまたは関連する複数のプロジェクトのために租税条約の規定する期間を超えてサービスを提供する場合に構成される。役務にはコンサルティングサービスが含まれる。

注2: 建設工事にかかる恒久的施設は、建築現場、建築、組立または据付工程、またはそれに関連する監督管理活動(新租税条約で新設)が、租税条約の規定する期間を超えて存続する場合に構成される。

注3: 配当の受益者が配当支払企業の持分の25%以上を直接、もしくは間接的に保有している場合、5%の源泉所得税率が適用される。

注4: 設備リースに係るロイヤルティに対しては、6%の源泉所得税率が適用される。

所見

現租税条約に比べて、新租税条約では英国居住者の取扱が明確になっているといえるが、一部の問題については、現地の税務局による具体的な解釈によることになる。

▶ 恒久的施設

役務提供にかかる恒久的施設に関する規定に12ヶ月のうち183日を超える期間という条項が追加され、課税についての範囲が明確化された。

建設工事にかかる恒久的施設の定義に「監督管理活動」が追加され、かつ継続期間が6ヶ月から12ヶ月に延長された。

また、現租税条約の「恒久的施設が本店に支払う費用は損金算入できない」という規定は削除され、恒久的施設の業務に関連する費用の損金算入が認められた。ただし一部の税務局は、当該費用には、本店に支払う費用が含まれていないと解釈する可能性もあり、管轄税務局への確認が必要です。

▶ 技術サービスフィー

国家税務総局公告[2011]19号では、技術サービスの提供地が中国国内である場合、たとえ恒久的施設を構成しなくても、国内規定に基づき、関連収益に対して企業所得税または個人所得税を課税する旨が規定されている。新租税条約では関連条項が削除されたため、技術サービス費に明確な定義が与えられていないが、国家税務総局公告[2011]19号は依然として有効であり、技術サービスの提供は恒久的施設の構成の有無にかかわらず、中国において課税される可能性がある。不要な税負担を回避するためには、契約書等において技術サービスの提供範囲を適切に規定する必要がある。

▶ 源泉所得税

全体的に源泉所得税率が引き下げられた一方、配当、利子、ロイヤルティに関する条項に濫用防止規定が加えられた。すなわち、優遇措置の享受を主要な目的として出資、貸借、使用許可等を行っている場合は、優遇措置の享受は認められない。新条約発効以後の変更については税務局からその主たる目的を問われる可能性に注意する必要がある。

▶ 租税回避行為防止に関する一般条項

租税回避行為防止に関する一般条項が新設され、国内法の租税回避行為防止規定の執行が認められた。優遇措置適用の申請時には、優遇措置適用について当局から質疑があることを想定して、事前の準備を行う必要がある。

関連法規

▶ 中英租税条約の技術サービスフィーに関する条項についての公告(国家税務総局公告[2011]19号)

2. 国税発[1993]45号廃止後の個人所得税の徴収管理に関する通達(国税発[2011]348号)

概要

国税発[1993]45号廃止後、国外個人株主(香港居住者、香港上場企業へ投資した他の国家/地区の個人を含む)が香港上場企業から取得した配当に対する取扱が不明確であったが、国税函[2011]348号により、20%または10%の源泉徴収税率が適用されることが明確になった。

所見

従来は国税発[1993]45号により、B株または国外株を保有する外国投資者(非居住者企業、外国籍個人を含む)が、当該株式を発行する中国国内企業から取得する配当所得及び持分譲渡収益は、企業所得税または個人所得税が免除されていた。2011年1月4日に同号が廃止されたことで、海外上場した中国企業から取得する配当に対する個人所得税の適用税率が問題となっていた。

3. 『技術開発のために輸入される生産用素材・設備に係る輸入関税、増値税及び消費税の免税に関する暫行規定』及び『科学研究・教育用のために輸入される生産用素材・設備に係る輸入関税、増値税及び消費税の免税に関する規定』の改正に関する決定(財政部、税関総署、国家税務総局令[2011]63号)

概要

『技術開発用素材・設備に係る輸入関連税金の免税に関する暫行規定』及び『研究・教育用素材・設備に係る輸入関連税金の免税に関する規定』を以下の通り(次ページ参照)改正する。2011年1月1日から遡及適用。

所見

要件を満たす科学研究・技術開発用設備の輸入について、2011年1月1日以降も輸入関税、輸入増値税及び消費税の免除を受けることができる。ただし設備の基準が一部変更された点に留意する必要がある。

免税輸入した設備は、譲渡、他の用途への使用、承認を得ない形での処分が禁じられる。これらの行為を行った場合は処罰の対象となり、優遇措置の享受資格を1年間停止する。行為が悪質であり、犯罪を構成する場合は、当該停止期間は3年となる。

法規	改正前	改正後
技術開発のため生産用素材・設備に係る輸入税金の免税に関する暫行規定	第2条 下記の科学研究・技術開発機関が2010年12月31日以前に合理的な数量範囲内で輸入した、国内では生産できない、もしくは機能が満たされない技術開発用素材・設備について、輸入関税、輸入増値税及び消費税を免除する。	第2条 下記の科学研究・技術開発機関が2015年12月31日以前に合理的な数量範囲内で輸入した、国内では生産できない、もしくは機能が満たされない技術開発用素材・設備について、輸入関税、輸入増値税及び消費税を免除する。
	附録『免税輸入技術開発用素材・設備リスト』 第2項 科学研究、技術開発に必要な実験用設備（予備的に用いられる設備は含まない）	附録『免税輸入技術開発用素材・設備リスト』 第2項 科学研究、技術開発に必要な実験用設備（予備的及び生産に用いられる設備は含まない）
研究・教育用素材・設備に係る輸入税金の免税に関する規定	附録 第2項 科学研究、教育に必要な実験用設備（予備的に用いられる設備は含まない）	附録 第2項 科学研究、教育に必要な実験用設備（予備的及び生産に用いられる設備は含まない）

4. その他の通達

- ▶ 『個人所得税法』の改正の決定（主席令[2011]48号）
- ▶ 国債投資に係る企業所得税の取り扱いに関する公告（国家税務総局公告[2011]36号）
- ▶ 国税発[1993]45号廃止後の個人所得税の徴収管理に関する補充通達（国税函[2011]363号）
- ▶ 上場企業の譲渡制限付株式の譲渡に係る所得税の取り扱いに関する公告（国家税務総局公告[2011]39号）
- ▶ 国家税務局の徴税管理状況の監査結果（監査署監査結果公告[2011]34号）
- ▶ 新疆の経済的に困難な地域における企業設立に係る企業所得税の優遇措置に関する通達（財税[2011]53号）
- ▶ 『中国・英領ヴァージニア諸島納税に関する情報交換協定』及び議定書の発効に関する公告（国家税務総局公告[2011]37号）
- ▶ 第三世代原子力発電所等の重要な設備の輸入の税務上の取り扱いに関する通達（財関税[2011]45号）
- ▶ 第三世代原子力発電所等の重要な設備の免税輸入の申請書類に関する通達

商務法規

1. 国内投資プロジェクト輸入設備免税確認書の発行に係る諸事項の調整に関する通達(発改弁規画[2011]1101号)

概要

『産業構成調整指導目録(2011年版)』に関連して、以下の通り規定する。

- ▶ 2011年6月1日以降、国内投資プロジェクトに係る輸入設備の免税申請の審査はすべて『産業構成調整指導目録(2011年版)』の関連規定に従う。
- ▶ 2011年6月1日以前に承認された国内投資プロジェクトについては、2012年6月1日までに管轄部門から免税確認書を取得し、税関に提出する必要がある。
- ▶ 免税確認書の申請には、免税輸入設備に係る入札委託協議及び落札通知書のコピーの提出が必要である。

関連法規

- ▶ 産業構造調整指導目録(2011年版)(国家発展改革委員会令[2011]9号)

税関法規

- ▶ 一部の商品の輸入に係る暫定税率の調整に関する公告(税関総署公告[2011]43号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

浦野 卓矢 税務・移転価格
takuya.urano@cn.ey.com +86-10-5815-2241

大連

小出 裕樹 監査
hiroki.koide@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務
kiyoko.enatsu@cn.ey.com +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査
yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com +86-21-2228-2718

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 嶢 M&A
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

村井 祥一 税務・移転価格
shoichi.murai@cn.ey.com +86-755-2502-8319

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

北濱 聡 金融
satoshi.kitahama@hk.ey.com +852-2846-9700

桑原 宏長 監査
hironaga.kuwahara@hk.ey.com +852-2629-3902

中野 強 監査
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com +852-2629-3031

東京

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
masahiro.saito@jp.ey.com		+81-3-3506-1282
平澤 尚子	税務・移転価格	
naoko.hirasawa@jp.ey.com		+81-3-3506-2752
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
松尾 和弘	中国ビジネス一般	
matsuo-kzhr@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001339

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china